

自宅を妻に残すには？

知っ得
なっ得



贈与で遺産分割の対象から外す

金太郎 今回の改正は、配偶者の権利の保護・拡大が目的だと言ってたけど、なかなか出てこないね。

得子 慌てないで。今回と最終回で解説するから。配偶者に関するもので変わった点が二つある。いずれも自宅に関わる問題よ。

一つ目は、7月以降、配偶者に自宅を贈与したら、自宅は遺産分割協議の対象から外れる。ただし、これが認められるのは、連れ添って20年以上の夫婦に限られる。

金 遺産の配分にどんな影響が？

得 おおむね配偶者の取り分が増える。例えば、自宅の土地と建物

(3千万円)と、預貯金3千万円を残して夫が亡くなった。子どもは2人。夫は長く一緒に苦労した妻に自宅に住み続けてほしいと思い、遺言で「自宅は妻に」と書き残した。

金 「糟糠の妻」に報いたいと思えば、そう書くのは自然だね。

得 改正前だと「妻に自宅を相続

させる」という解釈になり、自宅も

預貯金も相続財産に含まれる。法定

相続の割合で分ければ、妻は2分の

1、子どもはそれぞれ4分の1だか

ら、取り分は妻が自宅と同じ3千万

円、子どもはそれぞれ現金1500

万円になる。これだと、妻の手元に

現金が残らず、生活が不安定になる

かもしれない。

改正後は「自宅は妻に遺贈(死亡

時の贈与)された」と解釈される。

そうなれば自宅は相続財産に含まれ

ず、分割対象の遺産は預貯金3千万

円だけ。法定相続で分けると妻15

00万円、子はそれぞれ750万円

になる。生前に贈与してあった場合

も同じ扱いになる。

妻が後妻で子どもは前妻の子だった
りすると大きなしこりが残るかも。

金 容易に想像できるのに、こう
いう形に改正したのはなぜ？

得 長年、夫婦で力を合わせて生
活し、子どもも育てたのに、不動産

の名義は夫で、蓄えたお金もほとん

ど夫の口座に入っているというケー

スは結構ある。「夫婦で築き上げた

財産なのだから、妻の権利をより認

めよう」という考えが背景にある。

みなさんの「読みたい」「知りたい」テーマも募集しています。



イラスト・深川直美

金 「相続」とか「遺贈」とか、分かりにくいね。
得 7月から運用が始まるから、実務的にどうなるか、まだ見通せないところもある。これから遺言を書くなり「自宅は妻に遺贈する」とはっきり書いておけば間違いない。
金 子どもの取り分が半分になっちゃう。納得するかな？
得 そうなんだ。母親が亡くなれば次は2人で相続するから、時間が解決すると思ってくればいいが。不動産の評価額が高くて、預金が少ない場合などは特に、自宅を妻に贈与すると子の取り分が大きく減り、新たな争いの火種になりかねない。母子の折り合いが悪かったり、

金 もう一つ、税金はどうなる？
得 妻子が払う相続税額の合計は？
金 資産が増える可能性がある。夫が亡くなった際の1次相続は、妻は配偶者の軽減特例などの控除を受けることができ、改正前より税額は減る。妻が高齢で、間を置かないで亡くなって2次相続となると、不動産の価値はあまり変わらないから、子ども2人が払う相続税額は跳ね上がる。
金 これから相続を考える人へのヒントは？
得 「自宅を妻に残したい」という思いを遺言に書いても、遺産分割の対象になる財産が少ない場合、必ずしも妻の生活の安定につながらない。事前に専門家を交えて計算し、表現の仕方を練った方がいい。妻が「自宅で最期まで過ごしたい」と望めば、次回に説明する「配偶者居住権」を活用することも考えたい。

取材協力・横山宗祐さん(弁護士)
 (構成・畑川剛毅) 11全5回

ご意見・ご感想はbe@asahi.comまで。